

2020年2月20日

社会医療法人財団董仙会一般事業主行動計画

職員の働き方を見直し、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和2年4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に毎年1回行う
- 令和2年4月～ 3DH（3連続休暇）制度を導入し、計画的な有休取得を目指す。
- 令和2年4月～ 社内ポータルサイトなどでキャンペーンを行う

目標2：子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を令和3年3月までに実施する。

<対策>

- 令和2年4月～ 検討会の設置
- 令和2年7月～ 社内ポータルサイトによる社員への参観日実施についての周知
- 令和2年8月～ 参観日の実施、社員へのアンケート調査、次回に向けての検討